

令和7年第2回会津坂下町議会定例会会議録

令和7年7月1日から令和7年7月10日まで第2回定例会が町役場に招集された。

令和7年7月1日 午前10時00分

1. 応招議員（13名）

1番 高久敏明	2番 五十嵐孝子	3番 目黒克博
4番 物江政博	5番 横山智代	6番 小畑博司
7番 佐藤宗太	8番 五十嵐正康	10番 五十嵐一夫
11番 水野孝一	12番 酒井育子	13番 山口享
14番 赤城大地		

2. 不応招議員（1名）

9番 青木美貴子

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	鈴木久	書記	薄香織
書記	松本功		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	古川庄平	副町長	板橋正良
教育長	鈴木茂雄	総務課長	佐藤秀一
政策財務課長	長谷川裕一	生活課長	五十嵐隆裕
建設課長	古川一夫	産業課長	渡部聡
庁舎整備課長	遠藤幸喜	会計管理者	五十嵐利彦
教育課長	蓮沼英樹	子ども課長	小瀧節子
監査委員	仙波利郎		

◎開会及び会議の宣告

◎議長（赤城大地君）

ただいまの出席議員は、13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第2回会津坂下町議会定例会を開会いたします。（開会 午前10時00分）

なお、9番青木美貴子君より、所用のため欠席の届出がありますので、ご報告いたします。

◎議長（赤城大地君）

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程（第1号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（赤城大地君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、8番、五十嵐正康君、10番、五十嵐一夫君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（赤城大地君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第2回定例会の会期は、お手元にお配りした会期日程のとおり、本日7月1日から7月10日までの10日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、7月1日から7月10日までの10日間と決定いたしました。

◎諸報告について

◎議長（赤城大地君）

日程第3、諸報告についてであります。議長より報告13件を提出いたします。

件名を職員に朗読させます。

◎書記（松本 功君）

報告第4号 町長報告第2号 専決処分の報告について

専決第5号 損害賠償の額の確定について

報告第5号 町長報告第3号 専決処分の報告について

- 専決第6号 損害賠償の額の確定について
報告第6号 町長報告第4号 専決処分の報告について
専決第7号 損害賠償の額の確定について
報告第7号 町長報告第5号 専決処分の報告について
専決第8号 損害賠償の額の確定について
報告第8号 町長報告第6号 専決処分の報告について
専決第9号 損害賠償の額の確定について
報告第9号 町長報告第7号 議会に対する町長報告書作成規程に基づく報告書について
報告第10号 町長報告第8号 株式会社湯川会津坂下経営状況の報告について
報告第11号 町長報告第9号 繰越明許費繰越計算書について（会津坂下町一般会計予算）
報告第12号 町長報告第10号 繰越明許費繰越計算書について（会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算）
報告第13号 町長報告第11号 繰越計算書について（会津坂下町水道事業会計予算）
報告第14号 町長報告第12号 繰越計算書について（会津坂下町下水道事業会計予算）
報告第15号 例月出納検査の結果報告について
報告第16号 諸般の報告（第2号）について

◎議長（赤城大地君）

初めに、町長からの報告11件について、順次内容の説明を求めます。
まず、議長報告第4号から第9号まで説明願います。

◎総務課長（佐藤秀一君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤秀一君）

おはようございます。

議長報告第4号、町長報告第2号「専決処分の報告」につきまして、ご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

専決第5号「損害賠償の額の確定について」ご説明を申し上げます。

本件は、令和7年4月7日午前9時20分頃、会津坂下町字上口705番地内において発生した対物事故についての損害賠償であります。

賠償する相手方の住所及び氏名であります。福島県河沼郡会津坂下町大字宮古字大根橋18番地、神田道広様であります。

損害賠償の額は、入学式の際の来賓駐車場の案内板が突風で倒れ、駐車してあった神田様の車両に接触し、車体を損傷させたことによる修理に要した6万5,846円でありまして、地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年6月5日専決処分を行ったというものであります。

続きまして、議長報告第5号、町長報告第3号「専決処分の報告」につきまして、ご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告をするものであります。

専決第6号「損害賠償の額の確定について」ご説明申し上げます。

本件は、令和7年1月10日午後2時頃、会津坂下町字四十石317番地5内において発生した対物事故についての損害賠償であります。

賠償する相手方の住所及び氏名であります。福島県河沼郡会津坂下町字四十石317番地5、ガーデンヒルズA館102号室、荒川政志様であります。

損害賠償の額は、除雪作業の際に押された雪の塊が、近くに停車していた車両にぶつかり、車体を損傷させたことによる修理に要した6万2,744円でありまして、地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年6月11日、専決処分を行ったというものであります。

続きまして、議長報告第6号、町長報告第4号「専決処分の報告」につきまして、ご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告をするものであります。

専決第7号「損害賠償の額の確定について」ご説明を申し上げます。

本件は、令和7年3月3日午前9時頃、会津坂下町大字八日沢地内において発生した対物事故についての損害賠償であります。

賠償する相手方の住所及び氏名であります。福島県河沼郡会津坂下町大字八日沢字古屋敷甲2181番地、松本高夫様で、八日沢区の区長であります。

損害賠償の額は、除雪作業で雪を下ろした際に、雪で見えなくなっていた行政区所有の農業用水路のゲートを損傷させたことによる、修理に要した33万円でありまして、地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年6月11日に専決処分を行ったというものであります。

続きまして、議長報告第7号、町長報告第5号「専決処分の報告」につきまして、ご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告をするものであります。

専決第8号「損害賠償の額の確定について」ご説明を申し上げます。

本件は、令和7年2月26日午前9時頃、会津坂下町大字新館地内において発生した対物事故についての損害賠償であります。

賠償する相手方の住所及び氏名であります。福島県河沼郡会津坂下町大字御池田字江免140番地、賀川久美子様であります。

損害賠償の額は、除雪車で移動していた際に、交差点で停止していた車両と接触し車体を損傷させたことによる修理に要した46万2,187円でありまして、地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年6月11日、専決処分を行ったものであります。

続きまして、議長報告第8号、町長報告第6号「専決処分の報告」につきまして、ご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、報告をするものであります。

専決第9号「損害賠償の額の確定について」ご説明を申し上げます。

本件は、令和7年2月9日午前11時13分頃、会津坂下町沢ノ目1693番地4内において発生した対物事故についての損害賠償であります。

賠償する相手方の住所及び氏名であります。福島県河沼郡会津坂下町字沢ノ目1693番地4、大竹正弘様であります。

損害賠償の額は、除雪で雪を下ろした際に、水道メーター及び止水栓に接触し、配管を損傷させたことによる修理に要した45万2,298円でありまして、地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年6月11日に専決処分を行ったというものであります。

続きまして、議長報告第9号、町長報告第7号「議会に対する町長報告書作成規程に基づく報告書について」ご説明を申し上げます。

一般質問に対して実施または検討するとした事項でありまして、総務課分であります。

令和7年第1回定例会、横山智代議員の質問でありまして、第1、防災対策について、豪雪も含め災害時の役場内の体制として、縦割りの関係でなく、横断的に連携し、どの課でも対応できるような体制が必要だと思いがいかにかについてであります。

継続して内部で検討中でございます。

令和7年2月の大雪の際には、豪雪対策本部の設置が遅れ、災害救助法の適用が他市町村より1日遅くなりました。また、関連部署間での情報連携はあったものの、全庁的に情報共有が不足していたことは否めませんでした。

今後の災害対応については、気象情報などを注視し、対策本部の設置による早めの対応、各部署が持つ情報の一元管理を行ってまいります。それらを基に、的確な意思決定と指示伝達を行うための、災害対策本部会議を継続して開催し、刻一刻と変化する災害現場の課題を的確に捉え、対応するための全庁的な体制を構築してまいります。

説明は以上です。

◎議長（赤城大地君）

次に、議長報告第10号及び第11号について、説明願います。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川政策財務課長。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

おはようございます。

私からは、議長報告第10号、町長報告第8号「株式会社湯川会津坂下経営状況の報告について」申し上げます。

令和7年度、株式会社湯川会津坂下の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

それでは、ご説明申し上げます。

資料の第13期、株式会社湯川会津坂下事業計画書の1ページをご覧ください。

1、運営管理基本方針につきましては、お客様へのサービス向上と出荷者・社員の意欲を高めながら、社会状況に対応した施設経営を行うため、（1）新商品の開発及び商品改良、（2）生産者の思いが見える売場づくり、（3）健康志向を高めるメニューの開発、（4）スタッフの経験値向上、この四つの方針を掲げました。

この運営管理基本方針の下、2、運営管理施策の4項目に取り組んでまいります。

次に、3、今年度の主な取組としましては、（1）地域の特産品や文化を生かしたオリジナル商品の開発、（2）地域の魅力・人の魅力・商品の魅力の発信、（3）「発酵、米と蕎麦、常磐もの」メニューの開発、（4）季節や新鮮味を感じるイベントの企画、（5）ホームページの改修に取り組んでまいります。

4、数値目標は、12期においては7億円を超える売上げを達成することができました。売上高だけで評価を受けられるのではなく、地域の経済を回し、農業等の後継者の育成にもつなげていくことが、道の駅あいづに課された使命であると考え、目標を掲げました。

2ページをご覧ください。

売上げが7億8,594万7,000円、第12期の予算と比較して15.3%増と見込みました。

売上原価は、5億4,083万2,000円、一般管理費が2億3,911万7,000円、税引きの経常利益を749万2,000円としました。

次に、5、事業部では、一番人気である（1）農産マーケットにおいて、お客様からの期待に応え、安全・安心・新鮮・美味しい農産物を提供していくため、①から④に取り組んでまいります。

（2）あいづ物産館においては、お客様の目に留まる・手に取っていただける売場づくりのため、売場レイアウトの改善を検討し、①から④に取り組んでまいります。

3ページをご覧ください。

近年、売上げを伸ばし、リピーター客も増加している（3）農家レストランにおいては、新メニューの開発と質の高いサービスを目指し、①から⑤に取り組んでまいります。

次に、6、企画部は、事業の戦略を策定し、企業価値の向上を図るため、新設された部署でございます。（1）商品企画チーム、（2）企画広報チーム、（3）サービス企画チームでの取組を、事業部、管理部と連携しながら展開してまいります。

次に、3ページから4ページにかけてご覧ください。

7、管理部では、事業部、企画部との連携の中心となりつつ、両町村との調整役を担い、経営状況の把握と、全従業員の働きやすい環境づくりを推進してまいります。

8、キッチンカーについては、にぎわいを創出し、来訪者の楽しみの一つでもあることから、両町村を中心に積極的に出店を促してまいります。

9、イベントについては、両町村のイベントはもちろんのこと、県主催のイベントにも積極的に協賛し、知名度アップにつなげるとともに、好評を得ている常磐ものフェアや四季、年中行事に関連する新しいイベントも企画してまいります。

10、宣伝広告については、タイムリーな情報発信に努めながら、①から④に取り組んでまいります。

5ページをご覧ください。

11、営業展開については、多目的広場での恒例イベントや、人のひろば・川のひろば・道のひろばを活用したイベント、さらには大川・喜多方サイクリングロードを活用したイベント等を積極的に受け入れてまいります。

12、指定管理業務及び13、その他につきましては、資料をご覧くださいと思います。

最後に、6ページをご覧ください。

令和7年度予算につきましては、売上げが7億8,594万7,000円、仕入原価が5億4,083万2,000円、粗利が2億4,775万2,000円に対し、一般管理費が2億3,911万7,000円、経常利益が749万2,000円という内容でございます。

今後も、地域振興施設としての役割の強化と営業収益の向上を目指し、各種事業を展開してまいります。

以上、報告とさせていただきます。

続きまして、議長報告第11号、町長報告第9号「繰越明許費繰越計算書（会津坂下町一般会計予算）」について申し上げます。

令和6年度繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは、ご説明申し上げます。

歳出経費の翌年度繰越事業につきましては、合計6件であり、繰越額の総額は4,990万円でございます。

まず、2款1項公共施設維持・修繕事業、繰越額924万円は、保有資産の適正管理を目的とした旧片門幼稚園解体工事が大雪により、年度内完了が困難であることから、本年度に繰り越すものであり、工事は5月末に完了しております。

次に、「人の駅・川の駅・道の駅」活用事業、繰越額174万9,000円は、道の駅店舗出

入口を融雪するための地中熱ヒートポンプ修繕工事が、部品納入の遅れにより、年度内完了が困難であることから、本年度に繰り越すもので、工事は5月末に完了しております。

次に、町道舗装事業、繰越額48万8,000円は、建築基準法第42条第2項の規定により、道路幅を確保するため、建物を建てる際に、道路境界から一定距離後退させ、敷地後退分を町道用地として購入するための測量、分筆登記が、大雪などの影響により遅延し、年度内完了が困難であることから、本年度に繰り越すものでございます。

次に、3款1項令和6年度非課税世帯給付金事業、繰越額3,227万4,000円及び、令和6年度こども加算給付金事業、繰越額191万7,000円は、経済対策として令和6年12月に成立した国の補正予算により実施するもので、給付事業の期間が令和7年7月末までとなっているため、年度内の完了が困難であることから、本年度に繰り越すものでございます。

次に、8款4項坂下東第一土地区画整理事業、繰越額423万2,000円は、区画整理事業地内における建物等移転について、建築業者の選定や建築確認申請等の手続に時間を要したこと、さらには、大雪により工事が難航し、不測の期間を要したことから、年度内の完了が困難となり、本年度に繰り越すものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

次に、議長報告第12号から第14号まで説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

改めまして、おはようございます。

議長報告第12号、町長報告第10号「繰越明許費繰越計算書について」ご説明申し上げます。

令和6年度繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

別紙、繰越計算書をご覧ください。

令和6年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書であります。

1款1項、事業名は坂下東第一地区土地区画整理事業であり、繰越額は2,590万5,000円であります。

財源内訳でございますが、未収入特定財源としまして、国県支出金1,207万3,000円、地方債960万円、一般財源423万2,000円であります。

繰越の理由であります。建物等移転について、建築業者の選定や建築確認申請等の

手続に時間を要したことに加え、豪雪により工事に不測の期間を要し、年度内の完了が見込めなくなったものであります。

なお、繰り越す期間については、令和7年8月を予定しております。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議長報告第13号、町長報告第11号「繰越計算書について」、ご説明申し上げます。

令和6年度会津坂下町水道事業会計予算の建設改良費用を翌年度に繰り越したため、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

別紙、繰越計算書をご覧ください。

令和6年度会津坂下町水道事業会計予算繰越計算書であります。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額は、管路DB整備事業負担金で2億279万5,382円であります。

財源内訳でございますが、企業債9,640万円、補助金4,581万3,000円、過年度損益勘定留保資金6,058万2,382円であります。

繰越の理由につきましては、既設舗装板の撤去、地下湧水や埋設物の影響により、工事に遅れが生じていること、及び、国の補正予算（第1号）を活用して実施することから、年度内の完了が見込めなくなったものであります。

なお、繰り越す期間につきましては、令和8年2月末を予定しております。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議長報告第14号、町長報告第12号「繰越計算書について」、ご説明申し上げます。

令和6年度会津坂下町下水道事業会計予算の営業費用及び建設改良費を翌年度に繰り越したため、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

別紙繰越計算書をご覧ください。

令和6年度会津坂下町下水道事業会計予算繰越計算書であります。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による営業費用の事故繰越額は、管路DB整備事業に伴う受託工事で2億279万5,382円あります。

財源内訳でございますが、受託工事収益で記載のとおりであります。

繰越の理由であります。既設舗装板の撤去、地下湧水や埋設物の影響により工事に遅れが生じたことで、年度内の完了が見込めなくなったものであります。

なお、繰越期間につきましては、令和8年2月末を予定しております。

2ページをお開きください。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額は、管渠整備事業で1億6,922万1,634円あります。

財源内訳でございますが、企業債8,620万円、補助金7,731万813円、負担金527万7,580円、当年度損益勘定留保資金43万3,241円あります。

繰越の理由であります。既設舗装板の撤去、地下湧水や埋設物の影響により、工事に遅れが生じたことで、年度内の完了が見込めなくなったものであります。

なお、繰り越す期間については、令和8年2月末を予定しております。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

以上説明のとおりでありますので、ご承知願います。

続いて、議長報告第15号「例月出納検査の結果報告について」及び第16号「諸般の報告（第2号）について」であります。説明を省略いたしますので、お手元にお配りした印刷物によりご承知願います。

以上をもって諸報告を終わります。

◎町長施政方針について

◎議長（赤城大地君）

日程第4、町長施政方針について説明を求めます。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和7年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用にもかかわらず、ご出席を賜り心から厚く御礼申し上げます。

6月1日に執行されました会津坂下町長選挙におきまして、町民の皆様のご支持を賜り、再度、会津坂下町長に就任させていただきましたので、ご挨拶させていただきます。

これから2期目の会津坂下町政を担わせていただくこととなりますが、大変光栄であると同時に身の引き締まる思いであり、町民の皆様からいただきました、信頼と期待をしっかりと受け止め、今後ともその負託に応え、全身全霊で職務を務めさせていただく所存であります。

1期目の4年間は、「変える勇気！繋ぐ次世代へ！」をスローガンに掲げ、地元の高中生や青年会議所による若者による地域づくり推進事業、少子化対策として婚活応援事業、若者・子育て世代の移住定住推進など、次世代を担う若者が活躍できる会津坂下町を目指して取り組んでまいりました。

就任以来取り組んでまいりましたこれらの施策は、町民の皆様のご理解とご協力により、成果を上げることができたものであると考えております。これからの4年間は町民皆様からのさらなる期待に応え、第6次会津坂下町振興計画に掲げた「やっぱり“ばんげ”がいい！住み続けたい、やりたい事があふれるまち」を実現するため、町政の責任者として常に先頭に立ち、職員と一丸となってまちづくりに取り組んでまいります。

ここで、私がこれからの4年間の町政のかじ取りを担うに当たり掲げた五つの重点施策を申し上げます。

まず一つ目は、人づくり・少子化対策であり、温かい心を持つ人格形成のため、郷土愛を育む郷土学習を推進するとともに、子育て支援の充実のための小・中学生の入学祝い金を創設します。

二つ目の産業のさらなる振興では、様々な地域資源の掘り起こしや情報発信に取り組み、道の駅を核とした産業振興につなげてまいります。

三つ目は、健康づくりとして、桜オーナーの会の鶴沼さくら・こみちなどのウォーキング・サイクリングコースの利用促進、予防接種事業の拡充など、健康づくりを支援することにより健康寿命の延伸を目指します。

四つ目は、新庁舎を核とした災害に強いまちづくりや、利便性の高い公共交通の構築などに取り組み、新しい時代にあったまちづくりを進めます。

五つ目は、財政健全化の取組を継続し、DXの推進による効果的で効率的な行政運営や、職員の意識改革による信頼される行政づくりをしてまいります。

これら五つの町民の皆様との約束の実現に向け、全力で取り組み、そしてこれらが実現することによって、町民一人ひとりが輝き、笑顔であふれ、住んでよかった、やっぱりばんげがいい！と言ってもらえる魅力的なまちが築き上げられるものと信じております。

町議会議員の皆様並びに町民各位におかれましては、今後とも町政運営に格段のご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます、就任の挨拶とさせていただきます。

それでは、本定例会に提出いたしました主な案件の概要を申し上げますとともに、当面する町行政の諸課題について、議員皆様をはじめ町民各位のご理解を賜りたいと存じます。

まず、今議会に提案する主な案件について申し上げます。

初めに、会津坂下町税条例の一部を改正する条例につきましては、令和7年度税制改正により、特定親族特別控除が創設されたことや、加熱式たばこの課税方式の見直し等に伴い、会津坂下町税条例の関連する規程を整備するものです。

次に、会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の改正に伴い国民健康保険税の賦課限度額を見直すものです。

次に、校医等設置条例の一部を改正する条例につきましては、学校医は専門性の高い対応が求められていることに加え、学校医の安定的な確保の観点から、選任対象に小児科医を位置づけるため改正するものです。

次に、会津坂下町立小中学校等嘱託医の報酬支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、学校医として小児科医を選任対象に位置づけることに伴い、報酬の支給対象にも小児科医を位置づけるため改正するものです。

次に、令和7年度会津坂下町一般会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

歳入歳出にそれぞれ5億6,531万3,000円を追加し、総額を91億3,827万7,000円とするものであります。

歳入では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億907万円の増、令和6年度決算による繰越金4億1,680万8,000円の増などを計上しました。

歳出では、調整給付金不足額給付で9,882万円の増、追加交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニューを活用し、水道料金の減免及び未給水地区等世帯生活支援給付金を1か月延長する事業費として1,343万1,000円の増、各地区から要望のあった町道の整備等の対応分で4,200万円の増、小・中学校入学祝い金の創設により953万円の増、財政調整基金への積立金として2億5,101万円の増などを計上しました。

次に、令和7年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正予算につきましては、令和7年度の本算定に伴うものであり、国民健康保険税につきましては、県が示す国保標準保険料率を参考に算定しており、本年度は前年度より増となる税率が示されましたが、被保険者の負担増を抑制するため、今年度の改定を見送ることを国保運営協議会に諮問し答申をいただいたところです。

なお、その他の特別会計補正予算につきましては、主に職員の人事異動に伴う人件費にかかるものであります。

次に、最近の町政について申し上げます。

初めに、会津坂下町生活支援事業について申し上げます。

この事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の令和6年度補正予算本省繰越分及び令和7年度の予備費による追加交付金を活用し実施するものであり、電気・ガスなどのエネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して支援するものであります。

調整給付金不足額給付事業については、令和6年度に実施した所得税の定額減税において、令和5年の所得を基にした所得税推計額を用いて算定し、減税しきれなかった額を調整給付として給付しておりますが、令和6年分所得税が確定したことにより、本来給付すべき調整給付額との間に不足が生じた場合に給付するものです。

また、水道料金等負担軽減事業については、当初5か月分の水道使用料基本料金の減免を予定しておりましたが、1か月分を追加し、6月から11月までの6か月分を減免することとしました。あわせて未給水地区等世帯生活支援給付金についても、1か月分を追加して給付することとします。

今後も、社会情勢の動向を見極めながら、住民の命と生活を守り、地域経済の活性化を支援する取組を進めてまいります。

次に、建設行政について申し上げます。

初めに、土木建築事業について申し上げます。

まず、通学路緊急対策として、公園通り線歩道整備工事を発注しており、年内完成に向けて進めてまいります。

長寿命化対策としましては、袋原大橋橋梁補修工事と町営古町川尻団地7号棟の給水設備等改修工事を年度内の完了に向けて進めてまいります。

都市下水路整備につきましては、3号都市下水路ゲート設置工事を年度内の完了に向けて進めてまいります。

次に、坂下東第一地区土地区画整理事業につきましては、都市計画道路坂下喜多方線並びに坂下羽林線の延伸に向けて建物調査算定業務6戸6棟、移転補償5戸5棟、幹線排水路敷設工事を年度内の完了に向けて進めてまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

令和5年度に着手しました県道会津坂下会津高田線においては、水道老朽管更新工事を管路DB方式により年度内の完成に向けて進めてまいります。

配水管布設替工事を上町・新町地内で実施し年度内の完成に向けて進めてまいります。

また、工事以外では、10か年計画の更新年度である上下水道事業経営戦略の改定に向けて取り組んでまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

令和5年度に着手しました県道会津坂下会津高田線においては、下水道管渠整備工事を管路DB方式により年度内の完成に向けて進めてまいります。

坂下中央処理区につきましては上町・仲町、西処理区につきましては新町の管渠埋設工事を順次着手し、年度内完成に向けて進めてまいります。

また、工事以外では会津坂下町污水处理構想改定業務委託を実施してまいります。

次に、農業行政について申し上げます。

連日報道されております米価の高止まりの状況下においては、政府備蓄米の放出により消費者米価が低下しつつあるものの、いまだに鎮静化しておらず、生産を担う全国の産地において、高騰する米価を背景に主食用米への回帰が進行している状況にあります。

本町においても、水稻の作付面積は例年と同じ水準である一方、飼料用米や加工用米などの非主食用米からの転換が増加しており、全国的な供給過多による米価下落を招くおそれがあることから、今後の需給動向や価格安定に向けた国の動向について注視していく必要があると考えております。

本町としましては、安定した農家所得の確保を最優先課題に位置づけ、米価変動に影響されにくい加工用米、輸出用米等の新規需要米や、収益性の高い園芸作物への転換を推進するとともに、生産コスト縮減と省力化につながる栽培技術や園芸作物における先進的な技術の導入を推進しているところであり、今後も農業経営の基盤強化につながる取組を積極的かつ継続的に展開してまいります。

さらに、昨年度策定した地域計画を基に全集落での座談会を継続し、集落が目指す将来像の実現に向け、課題の一つ一つに向き合い、農業者の思いに寄り添ったきめ細かい取組を、集落はもとより農業委員会やJA、土地改良区等関係機関と一体となって進めることで、持続可能な農業を確立し、農業・農村が持つ多面的機能の維持・発揮につなげてまいります。

次に、商工業及び市街地活性化、観光物産行政について申し上げます。

初めに、商工業行政につきましては、町内企業の人材確保に向けた取組として、雇用促進協議会による合同企業説明会と企業現地見学会を継続して開催してまいります。昨

年度は、学校行事等と重なり参加生徒が少なかったことから、今年度は開催日程等、高校との情報共有や調整を密に行い、例年より多くの生徒からの申込みをいただいております。また、対象者についても、昨年度から一般の求職者にも拡大しており、町内企業の雇用確保につなげてまいります。

次に、市街地活性化行政につきましては、これまでの協議を踏まえ、中心市街地におけるまちづくりの取組を具現化し、実践してまいります。地域づくりに携わる方々と思いを一つにし、まちに彩りを添える取組やフォトスポットの設置など、少しずつ取組の幅を広げ、町なかのにぎわい創出につなげてまいります。

次に、観光物産行政につきましては、次年度に本番を迎えるふくしまディステーション・キャンペーンを見据え、4月から6月末までをプレディステーション・キャンペーン期間とした誘客活動を行ってまいりました。期間中、ボランティアガイドの皆さんにご協力をいただきながら、観光物産協会内に観光案内窓口を開設するとともに、町なかを周遊していただくためのレンタサイクル事業を実施いたしました。

次年度のディステーション・キャンペーン本番では、発酵をPRのテーマとして、「ばんげさ、はっこう！」を合い言葉に、様々なPR活動を展開し、交流人口、関係人口の拡大につなげてまいります。

次に、新庁舎建設について申し上げます。

令和7年第1回定例会において、議案第19号「建設場所を含む会津坂下町役場新庁舎建設の基本的な指針」を可決いただいたことを受け、旧坂下厚生総合病院跡地の所有者であるJA福島厚生連及び、土地を共同利用する候補団体であるJA会津よつばと正式に協議を開始しております。今後は、当該土地の使用範囲の決定に向けて詳細な協議を進めるとともに、土地の測量調査等を実施し、新庁舎建設用地の早期取得に向けて進めてまいります。

あわせて、新庁舎建設検討委員会や町民懇談会で町民の皆様の意見をお聞きしながら、町民の皆様が求める新庁舎となるよう、基本理念や基本方針を具現化した新庁舎建設基本計画の策定を進めてまいります。

次に、教育行政について申し上げます。

教育施設の大規模修繕関係では、坂下東小学校校舎の屋根塗装工事を行います。現在、足場の設置工事に着手しており、小学校の夏休み期間中の工事を基本に、安全に十分配慮しながら、学校の授業等に影響の出ないよう万全を期してまいります。

今後も、優先順位を考慮しながら、計画的に施設修繕を実施し、教育環境の整備促進を図ってまいります。

最後に、本定例会に上程いたしました案件につきましては、あらかじめ印刷物によりお手元に差し上げたとおりであります。その内容につきましては、各担当課長より説明させますので、何とぞ慎重なるご審議の上、原案のとおり議決賜りますようお願い申し上げます。

どうぞよろしく願いいたします。

◎承認第4号上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第5、承認第4号「専決処分の報告及びその承認について」、専決第4号「会津坂下町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

◎総務課長（佐藤秀一君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤秀一君）

承認第4号「専決処分の報告及びその承認について」ご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。

専決第4号「会津坂下町税条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

会津坂下町税条例の一部を改正する条例は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係条文を改正するものであります。

主な内容につきましては、軽自動車税における原動機付自転車の種別割の新設、マイナ保険証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備、特定マンションに係る特例の適用に係る改正であります。

詳細につきましては、資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。

参考資料の新旧対照表の1ページをご覧ください。

右側の旧が改正前、左側の新が改正後で、下線部分が改正箇所になります。

なお、本文中の句読点、括弧は省略の上説明をさせていただきますので、ご了承願います。

1ページをご覧ください。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、「第63条の2第1項第1号中同じ。）又は法人番号」の次に「（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）」を加えます。

第82条第1号ア中、「エ」を「ウ及びオ」に改めます。

2ページをご覧ください。

2号イ中、「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号中、「エ」を「オ」とし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、「ウ」を「エ」とし、「イ」の次に「ウ」として、「二輪のもので、排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの年額2,000円」を加えるものであります。

第89条第2項第2号中、「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中、

「定格出力」の次に、「（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加えます。

3ページをご覧ください。

第90条第2項中、「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示する」に改め、同項第5号中、「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項、第3項を第4項とし、第2項の次に3項として次の1項を加えます。第3項、「前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。」

4ページをご覧ください。

第39条の3第2項第1号中、「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、第147条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改めます。

5ページをご覧ください。

附則第10条の2第15号中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、附則第10条の3中、「第1項5」を「第16項」とし、「第14項」を「第15項」とし、第13項の次に次の1項を加えます。

第14項、「町長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。」とするものでございます。

最後に、議案本文に戻っていただきまして、附則として、第1条の施工技術につきましては、この条例は令和7年4月1日から施行するものとし、第2条は、固定資産税に関する経過措置、第3条は、軽自動車税に関する経過措置となります。

説明は以上です。

◎議長（赤城大地君）

これより本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより承認第4号「専決処分の報告及びその承認について」、専決第4号「会津坂下町税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。
この採決は、起立をもって行います。
本件は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。
よって、本件は承認することに決定いたしました。
休憩のため休議といたします。 （午前10時54分）
再開を11時10分といたします。

（休議）

◎議案第36号から議案第46号の一括上程

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。 （午前11時10分）
日程第6、議案第36号「会津坂下町税条例の一部を改正する条例」から、議案第46号「令和7年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第1号）」までの11件を一括議題といたします。
一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（松本 功君）

議案第36号 会津坂下町税条例の一部を改正する条例
議案第37号 会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第38号 校医等設置条例の一部を改正する条例
議案第39号 会津坂下町立小中学校等嘱託医の報酬支給に関する条例の一部を改正する条例

- 議案第40号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の一部変更について
- 議案第41号 令和7年度会津坂下町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第42号 令和7年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第43号 令和7年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第44号 令和7年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第45号 令和7年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第46号 令和7年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第1号）

◎議長（赤城大地君）

これより、一括議題とした議案について順次説明を求めます。
初めに、議案第36号について説明願います。

◎総務課長（佐藤秀一君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤秀一君）

議案第36号「会津坂下町税条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の会津坂下町税条例の一部を改正する条例は、地方税法の一部改正に伴い、関係条文を改正するものであります。

主な改正内容につきましては、公示送達の確認をインターネットで閲覧可能にするための改正、特定親族特別控除の創設に伴う改正、紙巻たばこ税負担差を解消するための加熱式たばこの税率を段階的に引き上げる改正になります。

詳細につきましては資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。

参考資料の新旧対照表1ページをご覧ください。

右側の旧が改正前、左側の新が改正後で、下線部が改正箇所であります。

なお、条文中の句読点括弧は省略の上説明をさせていただきますので、ご了承願います。

1ページをご覧ください。

第18条中、「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改めます。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改め、第34条の2中「又は扶養控除額」を「扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改めます。

2ページをご覧ください。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加えます。

3ページをご覧ください。

第36条の3の3第1項中「有する者に限る。」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加えます。

附則第16条の2の次に次の1条を加えます。

4ページにかけてご覧いただきたいと思います。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

第1号として、葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法。

第2号として、前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法。

第2項として、前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適

用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第3項として、前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

第4項として、第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

第1号として、第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの。

第2号として、第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のものを加えます。

議案本文3ページに戻っていただきまして、附則として、第1条は施行期日で、この条例は、令和8年1月1日から施行するものとし、ただし、附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第3条の規定は、令和8年4月1日から施行するものとなります。

第2条は、町民税に関する経過措置です。

4ページの第3条は町たばこ税に関する経過措置となります。

説明は、以上です。

◎議長（赤城大地君）

続いて、議案第37号について、説明願います。

◎生活課長（五十嵐隆裕君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

五十嵐生活課長。

◎生活課長（五十嵐隆裕君）

議案第37号「会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

この改正は、地方税法施行令の改正に伴い、条例を一部改正したいとするものです。

改正の内容としましては、国民健康保険税の限度額及び低所得者に対する軽減所得判定基準額の引上げであります。

新旧対照表により詳しくご説明いたしますので、参考資料の新旧対照表の1ページをご覧ください。

表の右側が改正前、左側改正後であり、下線部が改正箇所であります。

初めに課税額についてですが、第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改めます。
続いて、国民健康保険税の減額についてですが、第23条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5千円」を「30万5千円」に改め、次の2ページの同項第3号中「54万5千円」を「56万円」に改めます。

議案にお戻りください。

附則の第1項は、施行期日で、この条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用したいとするものです。

同じく第2項は適用区分で、この条例による改正後の会津坂下町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によりたいとするものです。

説明は以上です。

◎議長（赤城大地君）

続いて、議案第38号及び第39号について、説明願います。

◎教育課長（蓮沼英樹君）

議長、教育課長。

◎議長（赤城大地君）

蓮沼教育課長。

◎教育課長（蓮沼英樹君）

議案第38号「校医等設置条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

この条例は、町立小・中学校及び幼稚園に設置する学校医について、これまでの内科医に小児科医を加え、「小児科医または内科医」とするものです。

これは、学校医の対象が児童・生徒及び園児であることから、小児科を標榜し、専門的知見を有する医師を任命できるよう改めますとともに、学校医を安定的に確保し、子供たちの健康管理を実施できるよう措置したいとするものでございます。

詳細につきましては、参考資料の新旧対照表にてご説明いたします。

右の欄が旧で改正前、左の欄が新で、改正後、下線の部分が改正箇所となります。

第1条（定数）の第1号中、「内科医2人以内」を「小児科医または内科医2人以内」に改めるものです。

議案にお戻りをいただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日より適用したいとするものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第39号「会津坂下町立小中学校等嘱託医の報酬支給に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

この条例は、議案第38号「校医等設置条例の一部を改正する条例」におきまして、学校医について、これまでの内科医に小児科医を加え、「小児科医または内科医」とする

ことから、その報酬支給に関する本条例につきましても、同様に文言の改正をするものでございます。

詳細につきましては、参考資料の新旧対照表にてご説明いたします。

表の右の欄が旧で改正前、左の欄が新で改正後、下線の部分が改正箇所でございます。

表の区分欄及び、坂下南小学校、坂下東小学校、坂下中学校のそれぞれの欄に規定されております「内科医」を「小児科医または内科医」に改めるものでございます。

なお、1人当たりの報酬年額に変更はございません。

議案にお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日より適用したいとするものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

◎議長（赤城大地君）

続いて、議案第40号について、説明願います。

◎総務課長（佐藤秀一君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤秀一君）

議案第40号「福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更」について、ご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部を変更するものであります。

変更する事項につきましては、令和7年3月31日をもって南会津地方環境衛生組合が解散したことによる構成団体の減、及び規約からの削除であります。

新旧対照表によりご説明申し上げますので、別添の新旧対照表をご覧ください。

別表第1中「南会津地方環境衛生組合」を削り、別表第2の第1項の構成団体の欄中、「南会津地方環境衛生組合」を削ります。

次のページをご覧ください。

別表第2第4項の構成団体の欄中「南会津地方環境衛生組合」を削ります。

議案本文に戻っていただきまして、附則としまして、この規約は、知事の許可のあった日から施行し、改正後の福島県市町村総合事務組合の規定は、令和7年4月1日から適用するというものであります。

説明は以上です。

◎議長（赤城大地君）

続いて、議案第41号について、説明願います。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川政策財務課長。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

議案第41号「令和7年度会津坂下町一般会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に5億6,531万3,000円を追加し、予算の総額を91億3,827万7,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものです。

第2条、地方債の廃止・変更は、「第2表地方債補正」によるものでございます。

今回の補正予算の主なものは、人事異動等に伴う人件費の補正や国・県補助金の確定に伴う各事業費の補正、定額減税に伴う調整給付金事業の補正、地区要望による町道の整備等の補正、小・中学校入学祝い金の創設による補正、繰越金を財政調整基金に積み立てする補正となります。

1ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

4ページをご覧ください。

「第2表 地方債補正」について、ご説明申し上げます。

今回の補正では、廃止が2件、変更が1件です。

まず、廃止となる町道改良整備事業及び町営住宅整備事業は、交付税措置のない地方道路等整備事業債100万円と公営住宅建設事業債2,100万円を廃止するものです。

次に、変更の消防施設整備事業は、御池田車庫屯所建設に係る道路工事のため緊急防災・減災事業債300万円を増額するものでございます。元利償還金の7割が交付税措置されます。

次に、歳入歳出補正予算（第2号）事項別明細書について、ご説明申し上げます。

事項別明細書1ページをご覧ください。

1、総括の歳入につきましては、14款国庫支出金から21款町債まで、補正前の額85億7,296万4,000円、補正額5億6,531万3,000円の増、補正後の額91億3,827万7,000円となります。

2ページをご覧ください。

歳出につきましては、1款議会費から14款予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額は、歳入と同額となります。

財源内訳につきましては、国県支出金が1億1,604万6,000円の増、地方債が1,900万円の減、その他特定財源が5,118万1,000円の増、一般財源が4億1,708万6,000円の増であります。

3 ページをご覧ください。

2、歳入の詳細について、ご説明いたします。

14款2項1目総務費国庫補助金、補正額61万4,000円の減は、人事異動による補助対象経費の減により減額するものでございます。

2目民生費国庫補助金、補正額1億907万円の増は、会津坂下町生活支援事業の財源として活用するもので、まず、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー）1,025万円の増は、物価高騰支援として追加交付されるもので、水道料金の減免及び未給水地区等世帯生活支援給付金事業に活用いたします。

次に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金定額減税支援）9,882万円の増は、給付金定額減税支援として交付されるもので、調整給付金事業に活用します。補助率は10分の10でございます。

5目教育費国庫補助金、補正額119万円の増は、医療的ケアが必要な幼稚園児の受入れに対する教育支援体制整備事業費補助金を計上するもので、補助率は3分の1です。

15款2項4目農林水産事業費県補助金、補正額640万円の増、園芸品目の生産拡大や効率化を支援する産地生産力強化総合対策事業補助金の内示見込みにより計上するもので、補助率は4分の1です。

18款1項2目行政センター建設整備基金繰入金、補正額5,118万1,000円の増は、庁舎建設事業に係る敷地測量設計及び造成基本設計、不動産鑑定、地質調査の財源とするため繰り入れするものです。

5目福祉基金繰入金、補正額910万円の減は、コミュニティバス購入の財源として繰入れを予定しておりましたが、コミュニティ助成事業補助金の採択により減額するものでございます。

19款1項1目繰越金、補正額4億1,680万8,000円の増は、令和6年度決算により繰越金が5億5,680万8,000円となったことから、現予算との差額を計上するものでございます。

4 ページをご覧ください。

20款3項4目雑入、補正額937万8,000円の増は、まず、コミュニティ助成事業910万円の増は、コミュニティバス整備事業が事業採択されたことによりコミュニティバス2台分の車両購入の財源として計上するものでございます。

次に、過年度救急安心センター事業負担金返還金27万8,000円の増は、令和6年度実績に基づく負担金返還金を計上したものです。

21款町債につきましては、第2表の地方債の補正によりご説明したとおり、廃止が2件、変更が1件です。なお、町債の総額は1,900万円減の2億1,200万円で、長期財政計画で定めた毎年度の起債上限3億円以内となっております。

5 ページをご覧ください。

3、歳出についてご説明いたします。

本補正予算の人件費分の補正につきましては、4月の人事異動に伴うもので、一般会計分は1,899万4,000円の減額、特別会計・企業会計も含めた全体では2,102万4,000円の

減額となります。

主な要因といたしましては、退職職員と新規採用職員の給与差額などによるものでございます。

また、会計年度任用職員においては、採用者の決定及び給与額の確定等により、一般会計分で955万9,000円の減額、特別会計・企業会計も含めた全体では1,029万円の減額となります。

1款1項1目議会費、補正額180万2,000円の減は、職員の人事異動によるものです。

2款1項1目一般管理費、補正額347万2,000円の減は、まず、2節給料、13万5,000円の減は、令和7年5月1日施行の町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例による町長・副町長の減分と人事異動に伴う人件費の増分を計上したものでございます。

次に、3節職員手当等、20万6,000円の増は、人事異動による人件費の増分及び会計年度任用職員の決定による手当等の増分を計上したものです。

次に、4節共済費、547万7,000円の減は、人事異動及び共済組合負担金の改定による共済費の減を計上したものです。

6ページをご覧ください。

10節需用費、85万7,000円の増は、まず、施設管理用品28万9,000円の増は、消防施設点検により指摘を受けた本庁舎及び東分庁舎の消火器の更新費用を計上いたしました。

次に、施設修繕56万8,000円の増は、お子さん連れの来庁者が多い南分庁舎にベビーチェアとベビーシートを設置するための費用を計上いたしました。

13節使用料及び賃借料、107万7,000円の増は、テレビ機能があるカーナビゲーション付きの公用車10台で、NHKとの受信契約を結んでおらず未払いとなっていたため、公用車使用開始時からの受信料を計上するものでございます。

5目財産管理費、補正額2億5,104万3,000円の増は、まず、10節需用費、施設管理用品3万3,000円の増は、消防施設点検により指摘を受けた駅南倉庫の消火器の更新費用を計上しました。

次に、24節積立金、財政調整基金2億5,101万円の増は、前年度末にご寄附いただいた一般寄附2件分101万円と令和6年度の剰余金2億5,000万円を積み立てするものです。なお、地方財政法では、各会計年度において歳入歳出の決算上、剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち2分の1を下らない金額を積み立て、または償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならないとしております。

令和7年3月に剰余金として積み立てした5,000万円と、今回の積立分2億5,101万円を合わせて3億101万円となることから、剰余金5億5,680万8,000円の2分の1以上を積み立てすることになります。

6目企画費、補正額357万3,000円の増は、まず、2節給料及び3節職員手当等は、地域づくりコーディネーターの休職による1か月分の減額となります。

次に、17節備品購入費、音響機器69万6,000円の増は、電波法の改正により350メガヘルツ帯及び400メガヘルツ帯のアナログ簡易無線機が使用できなくなることに伴い、コ

コミュニティセンターで使用するマイク、アンプ等の更新費用を計上するものです。

次に18節負担金、補助及び交付金、地域づくり交付金310万2,000円の増は、地域づくり交付金のうち、各地区の課題を地区自らで解決するための課題解決分の前年度繰越分を計上いたしました。

財源内訳の補正に表示はございませんが、コミュニティバス購入の財源としていた福祉基金繰入金910万円を減額しコミュニティ助成事業補助金910万円を充当いたします。

8目電算管理費、補正額686万2,000円の増は、システム標準化により変更された保険証、納付書等の帳票デザインが、国で決定されたことに伴い、費用を計上するものでございます。

9目過疎対策費、補正額9万7,000円の増は、会計年度任用職員の労働保険料が補助事業の対象経費となることから計上したものです。

10目新庁舎建設費、補正額5,118万1,000円の増は、まず、測量設計2,998万円の増は、新庁舎の建設に向け、旧厚生病院敷地の測量及び造成基本設計の委託費用を計上いたしました。

7ページをご覧ください。

不動産鑑定104万9,000円の増は、旧厚生病院敷地の取得費用算定のための不動産鑑定委託費用を計上いたしました。

次に、地質調査2,015万2,000円の増は、旧厚生病院敷地のボーリングによる地質調査委託費用を計上するものです。

2項1目税務総務費、補正額244万1,000円の増は、人事異動による職員の1名増によるものです。

3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額111万5,000円の減は、2節給料から8ページになります。4節共済費までは、人事異動及び会計年度任用職員の確定によるものです。

17節備品購入費、補正額4万4,000円の増は、印鑑登録用スキャナの故障による更新費用を計上したものです。

財源内訳の補正、国庫支出金61万4,000円の減は、人事異動による補助対象経費の減により減額するものでございます。

5項1目統計調査総務費、補正額153万円の減は、人事異動によるものです。

5目国勢調査費、補正額1,000円の減は、会計年度任用職員の確定によるものです。

3款1項1目社会福祉総務費、補正額26万円の増は、1節報酬から9ページになります。4節共済費までは、人事異動及び会計年度任用職員の確定によるものです。

27節繰出金、280万3,000円の減は、まず、国民健康保険特別会計繰出金は、人事異動に伴う職員の1名減により職員給与等で580万円の減と、国民健康保険資格確認書等の発送業務により98万1,000円の増により、481万9,000円の減となります。

後期高齢者医療特別会計繰出金162万3,000円の減は、人事異動及び会計年度任用職員の確定によるものです。

介護保険特別会計繰出金362万2,000円の増は、人事異動及び会計年度任用職員の確定によるものです。

包括的支援事業・任意事業繰出1万7,000円の増は、会計年度任用職員の確定による増と、認知症地域支援事業による映画上映費用の増を計上いたしました。

5目臨時福祉給付費、補正額9,975万1,000円の増は、まず、3節職員手当等、91万円の増は、職員の時間外勤務手当を計上いたしました。

次に、10節需用費、15万円の増は、事務用品及びコピー代の費用を計上しました。

次に、11節役務費、159万4,000円の増は、給付・決定に係る通知などの郵便料と給付金の振込手数料を計上いたしました。

次に、12節委託料、637万7,000円の増は、給付システムの開発費、封筒印刷業務等の委託料を計上しました。

次に、18節負担金、補助及び交付金、9,072万円の増は、未給水地区等世帯生活支援給付金72万円の増は、対象世帯を300世帯と見込み計上しました。

調整給付金9,000万円の増は、給付対象者を3,000名と見込み計上いたしました。

2項1目児童福祉総務費、補正額29万5,000円の減は、1節報酬から10ページになります。4節共済費までは、人事異動及び会計年度任用職員の確定によるものです。

10節需用費、研修資料等8万8,000円の増は、子育てふれあい交流センターで行っているペアレントトレーニングを開催するために必須となった職員の研修の参加費用を計上したものです。

18節負担金、補助及び交付金、5万円の増は、ファミリーサポートセンターの利用者及び利用時間が増えたことにより増額するものです。

4目児童福祉施設費、補正額563万9,000円の減は、人事異動及び会計年度任用職員の確定によるものです。

11ページをご覧ください。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額247万1,000円の増は、人事異動に伴う職員の1名増によるものです。

6款1項2目農業総務費、補正額761万5,000円の減は、人事異動に伴う職員の1名減によるものです。

3目農業振興費、補正額620万7,000円の増は、まず、2節給料から12ページになります。4節共済費までは人事異動及び会計年度任用職員の確定によるものです。

18節負担金、補助及び交付金、産地生産力強化総合対策事業補助金640万円の増は、園芸品目の生産拡大や効率化を図ることを目的とした、パイプハウスや灌水設備の導入などを補助するもので、1団体分（坂下野菜組合）を計上いたしました。

5目農地費、補正額137万4,000円の減は、人事異動によるものです。

7款1項1目商工総務費、補正額169万円の増は、人事異動に伴う職員の1名増によるものです。

13ページをご覧ください。

2目商工業振興費、補正額2,512万5,000円の増は、まず、企業誘致補助金2,397万2,000円の増は、町内に工場等の新設、増設または移転を行う企業等に対して、納付された固定資産税相当額を奨励金として助成するもので、今回新たに1件が該当となった

ため、当初予算100万円との差額を計上するものです。

次に、空き店舗等利活用事業補助金15万3,000円の増は、中心市街地の空き店舗等に入居した事業者に対し店舗賃借料を補助するもので、2件の事業者が追加になったため増額するものです。

次に、空き店舗改修事業補助金100万円の増は、新規出店のために空き店舗改修に要する費用の2分の1を補助するもので、追加要望1件により増額するものです。

3目観光費、補正額1万6,000円の増は、恵隆寺脇公衆トイレの浄化槽清掃・点検の労務単価変更による増額分を計上するものです。

8款1項1目土木総務費、補正額525万4,000円の減は、人事異動に伴う職員の1名減によるものです。

2項1目道路維持費、補正額1,129万1,000円の増は、まず、2節給料から14ページになります。4節共済費までは、会計年度任用職員の確定によるものです。

10節需用費、329万5,000円の増は、除雪期間の終了に伴い点検等により修繕が必要となった除雪機械等の整備費用を増額するものです。

14節工事請負費、830万円の増は、まず、道路修繕270万円の増は、除雪による道路破損箇所の修繕と、大雪により設置した雪捨場の整地費用を計上するものです。

次に、道路安全施設560万円の増は、道路交通法施行令の改正に伴い、道路中央線の更新費用を増額するものです。

財源内訳の補正、地方債100万円の減は、地方道路等整備事業債の廃止によるものです。

2目道路新設改良費、補正額4,200万円の増は、まず、14節工事請負費、道路整備4,000万円の増は、道路の改修工事を実施するもので、通学路合同点検や行政区及び地区要望により、八日沢線ほか11路線の道路整備工事費を増額するものです。

次に、21節補償、補填及び賠償金、200万円の増は、牛川村中線の道路改修工事に伴い、電力柱移転のための損失補償費を増額するものです。

3項2目河川維持費、補正額190万6,000円の増は、雪解けにより崩れた滝沢川の護岸復旧工事費を増額するものです。

4項1目都市計画総務費、補正額453万8,000円の減は、人事異動に伴う職員の1名減によるものです。

15ページをご覧ください。

3目都市下水路費、補正額5万3,000円の増は、デジタル田園都市国家構想交付金により、整備した都市下水路ゲートの状況公開が必須となったことに伴いゲート監視情報配信サービス業務委託費用を計上するものでございます。

5項1目住宅管理費、補正額899万5,000円の増は、まず、10節需用費、施設修繕199万5,000円の増は、大雪により破損した中岩田住宅の屋根修理費用と中岩田住宅居住者の転居を進めるため、転居先である新中岩田住宅の修繕が必要となったことに伴い費用を計上するものでございます。

次に、18節負担金、補助及び交付金、空き家解体補助金500万円の増は、空き家解体

補助金の申請・相談件数の増に伴い増額するものです。

次に、21節補償、補填及び賠償金、200万円の増は、大雪により屋根が破損した中岩田住宅居住者の転居を進めるため、移転補償費用を計上するものでございます。

財源内訳の補正、地方債2,100万円の減は、公営住宅建設事業債の廃止によるものです。

9款1項1目非常備消防費、補正額26万円の増は、除雪により破損した片門区の貯水槽柵修繕工事費を計上するものです。

2目消防施設費、補正額365万2,000円の増は、まず、12節委託料、24万円の増は、御池田車庫屯所工事監理業務委託の労務単価変更による増額分を計上するものです。

次に、14節工事請負費、341万2,000円の増は、御池田車庫屯所建設位置の変更に伴い、接道義務により出入口の側溝工事が必要になったため工事費を増額するものです。

財源内訳の補正、地方債300万円の増は、緊急防災・減災事業債の変更によるものです。

10款1項2目事務局費、補正額975万2,000円の増は、まず、2節給料、1万8,000円の減は、令和7年5月1日施行の町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例による教育長の給料減額分と人事異動に伴う人件費の増額分を計上したものです。

16ページをご覧ください。

3節職員手当等、24万円の増は、人事異動によるものです。

次に、19節扶助費、953万円の増は、町内に居住する児童・生徒が小・中学校へ入学する際の祝い金を創設し、小学校入学で3万円、中学校入学で7万円を支給するものです。令和7年度に入学した小学生82名、中学生101名分を計上いたしました。

3目子ども支援費、補正額68万8,000円の減は、人事異動によるものです。

2項1目学校管理費、補正額161万8,000円の増は、まず、1節報酬、19万9,000円の減は、会計年度任用職員の確定によるものです。

次に、10節需用費、168万8,000円の増は、落雪によって破損した東小学校の給食搬入口屋根、エアコン室外機フード、校庭のフェンス及び南小学校の農機具倉庫の修繕費用を計上したものです。

次に、17節備品購入費、12万9,000円の増は、両小学校体育館に設置した自動体外式除細動器の管理用ボックスを新たに設置するための費用を計上したものです。

17ページをご覧ください。

2目教育振興費、補正額285万5,000円の減は、まず、1節報酬、271万8,000円の減は、特別支援教育支援員（会計年度任用職員）12名の確定によるものです。

次に、13節使用料及び賃借料、13万7,000円の減は、デジタル教科書実証事業に該当したことに伴い県費負担分を減額するものです。

3項1目学校管理費、補正額138万6,000円の増は、まず、1節報酬、4万4,000円の減は、会計年度任用職員の確定によるものです。

次に、10節需用費、136万5,000円の増は、落雪によって破損した中学校のエアコン室外機フード及び配管の修繕費用と、会津坂下町PTA連絡協議会からの要望である中学

校駐車場区画線の引き直し費用、経年劣化により故障した給食配膳用昇降機の修繕費用を計上したものです。

次に、17節備品購入費、6万5,000円の増は、中学校体育館に設置した自動体外式除細動器の管理用ボックスを新たに設置するための費用を計上したものです。

2目教育振興費、補正額18万8,000円の減は、デジタル教科書実証事業に該当したことに伴い県費負担分を減額するものです。

4項1目幼稚園費、補正額320万1,000円の減は、2節給料及び3節職員手当等は、職員の人事異動及び会計年度任用職員の確定によるものと、国庫支出金の内示による財源内訳の補正となります。

18ページをご覧ください。

5項1目社会教育総務費、補正額12万3,000円の減は、2節給料及び3節職員手当等は、人事異動による人件費の減を計上したものです。

4目埋蔵文化財発掘調査費、補正額31万6,000円の減は、会計年度任用職員の確定によるものです。

5目指定文化財管理費、補正額1万8,000円の減は、会計年度任用職員の確定による人件費の減を計上したものです。

6項1目保健体育総務費、補正額20万4,000円の減は、2節給料から19ページになります。4節共済費まで、職員の人事異動及び会計年度任用職員の確定によるものです。

2目学校給食費、補正額245万5,000円の増は、職員の人事異動による人件費の増を計上したものでございます。

13款1項1目上下水道事業会計支出金、補正額1,250万円の増は、追加交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー）を活用し、水道基本料金の減免を当初予定していた5か月から1か月延長し6か月にするための事業費を計上いたしました。

20ページをご覧ください。

最後に、14款1項1目予備費、補正額5,895万6,000円の増は、歳入歳出予算の額の調整による増額であり、これにより予備費総額は8,335万8,000円となります。

説明は、以上となります。

◎議長（赤城大地君）

昼食のため休議といたします。

（午前11時56分）

再開を午後1時といたします。

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後1時00分）

続いて、議案第42号から議案第44号まで説明願います。

◎生活課長（五十嵐隆裕君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

五十嵐生活課長。

◎生活課長（五十嵐隆裕君）

初めに、議案第42号「令和7年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

令和7年度会津坂下町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによりたいというものです。

第1条第1項は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ2,505万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億2,125万2,000円としたいとするものです。

同条第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によりたいとするものです。

今回の補正は、主に国民健康保険税の本算定及び人事異動に係る補正です。

県が示した今年度の標準保険税率は、現行の税率より高いものとなりましたが、本町の税率が会津管内で比較的高い位置にあること、会津管内で税率の引上げを予定しているのは4町村しかないことなどを考慮し、今年度は税率を改定せず据置きとすることで、先週開催しました国保運営協議会から答申を受けております。

今回の補正予算は、この答申内容を反映したものとしております。

事項別明細書によりご説明申し上げますので、事項別明細書の1ページをご覧ください。

1の総括としまして、まず、歳入ですが、1款国民健康保険税から7款繰越金まで、合計2,505万2,000円を増額し、歳入合計を19億2,125万2,000円としたいとするものです。

2ページをご覧ください。

次に、歳出ですが、1款総務費から9款予備費まで、合計2,505万2,000円を増額し、歳出合計を歳入合計と同額の19億2,125万2,000円にしたいとするものです。

財源内訳は、国県支出金が41万5,000円の増、一般財源が2,463万7,000円の増となります。

3ページをご覧ください。これ以降は詳細の説明となります。

2の歳入ですが、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は、今年度の税率の設定並びに令和6年中の所得額により算定した結果、1節医療給付費分現年課税分から9節介護納付金分現年課税特別徴収分まで1,917万円の増となり、3億2,010万円となります。

4款1項1目保健給付費等交付金41万5,000円の増は、特別調整交付金の増によるものです。

4ページをご覧ください。

6款1項1目一般会計繰入金481万9,000円の減は、総務費分として人事異動によるものです。

7款1項1目繰越金1,028万6,000円の増は、令和6年度繰越金の額の確定によるものです。

5ページをご覧ください。

3の歳出ですが、1款1項1目一般管理費499万7,000円の減は、2節給料から4節共済費までが、人事異動によるもの、10節需用費28万4,000円の増は、マイナンバーカードと保険証の一体化周知用パンフレットの印刷費、11節役務費25万6,000円の増は、資格確認書等の送付に係る郵便料、12節委託料85万7,000円の増は、資格確認書等の印刷及び高額療養費制度改正に伴うシステム改修によるものです。

1款5項1目収納率特別対策事業費5万3,000円の減は、人事異動によるものです。

6ページをご覧ください。

3款1項1目一般被保険者医療給付費分781万1,000円の増、同じく2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分87万円の増、同じく3項1目介護納付金分19万9,000円の増は、いずれも県が算定する事業費納付金の額の決定によるものです。

5款2項2目疾病予防費4,000円の増は、人事異動によるものです。

5款3項2目保険指導事業費69万3,000円の減は、3節職員手当等及び、7ページの4節共済費とも、人事異動によるもの、17節備品購入費7,000円の増は、購入予定の窓口用軟骨伝導集音器の価格改定によるものです。

8款1項3目その他償還金96万8,000円の増は、令和6年度に実施した国保ヘルスアップ事業の実績額確定に伴う補助金額精算による返還分です。

9款1項1目予備費2,094万3,000円の増は、歳入歳出額調整によるものです。

説明は以上です。

続きまして、議案第43号「令和7年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

令和7年度会津坂下町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによりたいというものです。

第1条第1項は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ403万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億1,872万6,000円としたいとするものです。

同条第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によりたいとするものです。

今回の補正は、主に人事異動及び、前年度中止となった地域支援事業の実施に係る補正です。

事項別明細書によりご説明申し上げますので、事項別明細書の1ページをご覧ください。

1の総括としまして、まず、歳入ですが、3款国庫支出金から8款繰越金まで、合計403万4,000円を増額し、歳入合計を24億1,872万6,000円としたいとするものです。

2ページをご覧ください。

次に、歳出ですが、1款総務費から6款予備費まで、合計403万4,000円を増額し、歳出合計を歳入合計と同額の24億1,872万6,000円としたいとするものです。

財源内訳は、国県支出金が5万2,000円の増、その他として社会保険支払基金が3,000円の増、一般財源が397万9,000円の増となります。

3ページをご覧ください。これ以降は詳細の説明となります。

2の歳入ですが、3款国庫支出金から7款1項2目地域支援事業繰入金までのうち、包括的支援事業・任意事業の記載のあるものは、いずれも令和6年度中に大雪のため中止となった認知症をテーマにした映画上映会の開催分、そのほかは窓口用軟骨集音器の価格改定分及び人事異動に伴う会計年度任用職員の共済費の増額分で、3款国庫支出金が3万5,000円の増、4款支払基金交付金が3,000円の増、5款県支出金が1万7,000円の増、7款1項2目地域支援事業繰入金が1万7,000円の増となります。7款1項4目その他一般会計繰入金362万2,000円の増は、人事異動によるものです。

4ページをご覧ください。

7款より先に8款1項1目繰越金から説明しますが、5,734万円の増は、令和6年度繰越金の額の確定によるものです。

戻りまして7款2項1目介護給付費準備基金繰入金5,700万円の減は、8款繰越金の増に伴い、基金からの繰入れを要しなくなったことによるものです。

5ページをご覧ください。

3の歳出ですが、1款1項1目一般管理費362万2,000円の増は、2節給料から4節共済費まで人事異動によるものです。

3款2項1目一般介護予防事業費1万2,000円の増は、4節共済費が会計年度職員の共済費、17節備品購入費は、購入予定の窓口用軟骨伝導集音器の価格改定によるものです。

3款3項7目認知症総合支援事業8万5,000円の増は、前述の認知症をテーマにした映画上映会に係る委託料です。

6ページをご覧ください。

6款1項1目予備費31万5,000円の増は、歳入歳出額調整によるものです。

説明は、以上です。

続きまして、議案第44号「令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

令和7年度会津坂下町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによりたいというものです。

第1条第1項は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ8万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,526万2,000円としたいとするものです。

同条第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によりたいとするものです。

今回の補正は、主に人事異動に係る補正です。
事項別明細書によりご説明申し上げますので、事項別明細書の1ページをご覧ください。

1の総括としまして、まず、歳入ですが、4款繰入金及び5款繰越金に、合計8万2,000円を増額し、歳入合計を2億3,526万2,000円としたいとするものです。

2ページをご覧ください。

次に、歳出ですが、1款総務費から4款予備費まで、合計8万2,000円を増額し、歳出合計を歳入合計と同額の2億3,526万2,000円にしたいとするものです。

財源内訳は、一般財源が8万2,000円の増となります。

3ページをご覧ください。これ以降は詳細の説明となります。

2の歳入ですが、4款1項1目事務費繰入金162万3,000円の減は、人事異動によるものです。

5款1項1目繰越金170万5,000円の増は、令和6年度繰越金の額の確定によるものです。

4ページをご覧ください。

3の歳出ですが、1款1項1目一般管理費162万3,000円の減は、2節給料から4節共済費まで、人事異動によるものです。

3款1項1目保険料還付金170万6,000円の増は、過年度分の還付金額の増加によるものです。

4款1項1目予備費1,000円の減は、歳入歳出額調整によるものです。

説明は以上です。

◎議長（赤城大地君）

続いて、議案45号及び議案第46号について説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

議案第45号「令和7年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

第1条、令和7年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第2条、令和7年度会津坂下町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。

第1款水道事業収益は、第1項営業収益と第2項営業外収益の増減額が1,250万円と同額のため、補正予定額は0円となり、補正後の額は既決予定額と同額の4億8,556万6,000円となります。

次に、第1款水道事業費用を、既決予定額4億7,670万8,000円に223万4,000円を追加し、4億7,894万2,000円にしたいというものであります。

第3条、予算第7条に定めた職員給与費の既決予定額3,412万1,000円に221万5,000円を追加し、3,633万6,000円にしたいというものであります。

第4条、予算第8条に定めた他会計からの補助金を8,555万6,000円に改めたいというものであります。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費、給水車のNHK受信料未払い分、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する水道基本料金減免関連分を計上したものであります。

1ページをお開きください。

実施計画であります。

詳細につきましては、4ページの予算明細書でご説明申し上げます。

2ページをお開きください。

キャッシュフロー計算書であります。

資金の増加額は、補正前の2,319万55円から181万円を減額し、2,138万55円となり、資金期末残高は8億8,448万5,162円となります。

3ページをご覧ください。

予定貸借対照表であり、表記のとおりであります。

4ページをお開きください。

予算明細書であります。

収益的収入、1款1項1目給水収益1,250万円の減は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する水道基本料金減免1か月分であります。

2項2目補助金1,250万円の増は、水道基本料金減免1か月分に対する一般会計からの上水道事業補助金であります。

次に、収益的支出、1款1項4目総係費222万2,000円の増は、1節給料から6節賞与引当金繰入額までは人事異動に伴う人件費分を計上したものであります。

5ページをご覧ください。

51節雑費7,000円の増は、給水車のテレビ受信機能つきカーナビに係る令和7年度分のNHK受信料を計上したものであります。

2項3目消費税及び地方消費税2,000円の減は、今回の補正額を基に試算した結果、減となりました。

3項1目1節過年度損益修正損1万4,000円の増は、給水車の令和6年度分のNHK受信料を計上したものであります。

6ページをお開きください。

実施計画説明資料及び損益勘定留保資金説明資料であります。

(1) 収益的収支(損益勘定)であります。収益的収入4億8,556万6,000円、収益的支出4億7,894万2,000円、税込当期純利益662万4,000円となり、ここから消費税及び地方消費税資本的収支調整額281万5,000円、貯蔵品に係る仮払消費税及び地方消費税30

万7,000円を差し引き、税抜当期純利益は350万2,000円となるところであります。

(2) 資本的収支(資本勘定)の不足額6,517万5,000円の補填財源につきましては、下段、補填財源明細書のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第46号「令和7年度会津坂下町下水道事業会計補正予算(第1号)」について、ご説明申し上げます。

第1条、令和7年度会津坂下町下水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによりたいというものであります。

第2条、令和7年度会津坂下町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。

第1款下水道事業費用を、既決予定額3億9,836万円に11万円を追加し、3億9,847万円にしたいというものであります。

第3条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額9,961万8,000円の補填財源のうち、当年度分損益勘定留保資金を9,117万7,000円に改めたいというものであります。

第1款資本的支出を、既決予定額6億3,638万6,000円に15万5,000円を追加し、6億3,654万1,000円にしたいものであります。

第4条、予算第8条に定めた職員給与費の既決予定額2,875万9,000円に26万5,000円を追加し、2,902万4,000円にしたいというものであります。

今回の補正は、扶養手当及び共済組合掛金の改定などに伴う人件費等を計上したものであります。

1ページ、2ページをお開きください。

実施計画であります。

詳細につきましては、5ページの予算明細書でご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。

キャッシュフロー計算書であります。

資金の増加額は、補正前の824万4,560円から22万1,000円を減額し、802万3,560円となり、資金期末残高は4,766万5,150円となります。

4ページをお開きください。

予定貸借対照表であり、表記のとおりであります。

5ページをご覧ください。

予算明細書であります。

収益的支出、1款1項2目処理場費11万円の増は、2節手当等から6節賞与引当金繰入額まで、扶養手当及び共済組合掛金の改定に伴う人件費を計上したものであります。

6ページをお開きください。

資本的支出、1款1項1目事務費15万5,000円の増は、2節手当等から6節賞与引当

金繰入額まで、扶養手当及び共済組合掛金の改定に伴う人件費を計上したものであります。

7ページをご覧ください。

実施計画説明資料及び損益勘定留保資金説明資料であります。

(1) 収益的収支(損益勘定)であります。収益的収入4億2,470万4,000円、収益的支出3億9,847万円、税込当期純利益2,623万4,000円となり、ここから消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,285万2,000円を差し引き、税抜当期純利益338万2,000円となるところであります。

(2) 資本的収支(資本勘定)の不足額9,961万8,000円の補填財源につきましては、下段、補填財源明細書のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長(赤城大地君)

以上をもって一括議題とした議案の説明を終わります。

◎発議第1号上程・説明

◎議長(赤城大地君)

日程第7、発議第1号「会津坂下町の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

◎13番(山口 享君)

議長、13番。

◎議長(赤城大地君)

13番、山口 享君。

◎13番(山口 享君)(登壇)

それでは、「会津坂下町議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、お手元の資料12によりご説明させていただきます。

資料12をご覧ください。

今回の条例の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に対応するとともに、所要の規定を整備するため、地方自治法第112条及び会津坂下町会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

なお、括弧、句読点のほうは省かせていただきます。

新旧対照表よりご説明申し上げますので、新旧対照表1ページをご覧ください。

まず、第2条の第4項ただし書中「。以下」を「。第20条において」に改め、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改めます。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、2ページをご覧ください。同項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改めます。

3ページをご覧ください。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改めます。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、4ページをご覧ください。同条第2項中の「この章において」及び「この章及び第48条において」を削ります。

第27条第2項中「この章において」を削ります。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削ります。

第32条第3項中「この章において」を削ります。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、5ページをご覧ください。同条第2項中「この章及び第48条において」を削ります。

第39条第3項中「この章において」を削ります。

第44条中「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」を「行政不服審査法」に改めます。

第47条中「第4章」を「前章」に改めます。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加えます。

附則につきましては、この条例は、公布の日から施行するものとなります。

説明は、以上となります。

◎請願の常任委員会付託

◎議長（赤城大地君）

日程第8「請願の常任委員会付託」を議題といたします。

去る6月25日の正午までに受理した請願は、お手元にその写しを配付しておりますので、請願番号、受理年月日、件名、請願者の住所・氏名、紹介議員を職員に朗読させます。

◎書記（松本 功君）

請願番号第6号、受理年月日、令和7年6月13日、件名「地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書」。請願者住所氏名、福島県河沼郡会津坂下町字市中三番甲3662、日本労働組合総連合会、福島県連合会、両沼地区連合会、議長、檜山洋明、紹介議員、小畑博司。

請願番号第7号、受理年月日、令和7年6月18日、件名「「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書」。請願者住所氏名、福島市上浜町10-38、福島県教職員組合、中央執行委員長、瀬戸禎子。河沼郡会津坂下町字惣六2-4、福島県教職員組合両沼支部、支部長、星和雄、紹介議員、横山智代。

請願番号第8号、受理年月日、令和7年6月19日、件名「「消費税5%への減税を求める意見書」の提出について」。請願者住所氏名、福島県福島市五月町2-5、消費税

廃止各界連絡会、事務局、服部雅、紹介議員、小畑博司。

請願番号第9号、受理年月日、令和7年6月19日、件名「「インボイス制度廃止を求める意見書」の提出について」。請願者住所氏名、福島県福島市五月町2-5、消費税廃止各界連絡会、事務局、服部雅、紹介議員、小畑博司。

請願番号第10号、受理年月日、令和7年6月19日、件名「国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての請願」。請願者住所氏名、河沼郡会津坂下町塔寺下川原2128、新日本婦人の会会津坂下班、代表、保知栄子、紹介議員、小畑博司。

請願番号第11号、受理年月日、令和7年6月19日、件名「国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願」。請願者住所氏名、河沼郡会津坂下町塔寺下川原2128、新日本婦人の会会津坂下班、代表、保知栄子、紹介議員、小畑博司。

◎議長（赤城大地君）

まず、請願第6号及び請願第8号から請願第11号まで、紹介議員の説明を求めます。

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）（登壇）

請願6号から、請願第7号を除き、5件につきまして、紹介議員として説明を申し上げます。

まず、請願第6号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書」について説明いたします。

例年、地方財政の充実については、皆様のご理解の下、採択をいただき、意見書を提出していただいているところですが、改めて再度提出をするということで、人口減少が続く中で、地方財政の確立というのは非常に困難さを極めている。そんな状況については同僚議員皆様の共通の理解であろうと思います。

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少化における地域活性化対策はもとより、デジタルトランスフォーメーションの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。

加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで、骨太方針に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してまいりました。

しかし、増大する行政需要、また、不足する人員体制に考えれば、今後はより積極的な財源確保が求められています。

このため、2026年度政府予算、また地方財政の検討に当たりましては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏み出し、社会全体として求められている賃上げ基調にも、相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、以下の事項につきまして、地方自治法第99条の規定によりまして、政府関係機関に対し、意見書を提出していただきますようお願いするところであります。

請願事項の1番、社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保、充実を図ること。

2、とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。

3、地方交付税の法定率を引き上げる。

皆様ご存じのように、国税4税により支え支えられておりますけれども、所得税33.1%、法人税33.1%、酒税が50%、消費税が19.5%という法定率になっております。引き続き、臨時財政対策債に頼らない、より自立的な地方財政の確立に取り組むこと。

また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在災害より小さい消費税を対象に、国税から地方税の税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

4、政府として、現在政策を検討する際は、地方財政を毀損することがないように、あらかじめ国と地方の協議の場を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。

5として、地方創生推進費として確保されている1兆円につきましては、現行の財政需要において、不可欠な規模であることから、恒久的財源として、より明確に位置づけること。時限立法として2015年から始まったものではありませんけれども、恒久的財源値として、また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法というのは、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。

六つ目として、会計年度任用職員においては、2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続きその財政需要を十分に満たすこと。

七つ目として、諸手当の支給水準が国の基準を超えている自治体に対する特別交付税の減額措置については、地域手当はその対象から除外されたものの、寒冷地手当、期末勤勉手当等については、以前その措置が残されていることから、自治体の自己決定権を尊重し、これらの減額措置を早期に廃止すること。

八つ目として、自治体業務システムの標準化共通化に向けては、その移行にかかる経費はもとより、移行の影響を受けるシステムの改修経費や、大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を補填すること。

また、戸籍への記載事項における氏名の振り仮名の追加や、マイナンバーカードと健康保険証、運転免許証の一体化など、自治体DXに伴うシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定されておりますけれども、その際は十分な財政支援を行うこと。

9番目として、地域の活性化に向けて、その存在意義や、改めて注視されている地域公共交通につきまして、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、子ども子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置づけ、一層の施策充実を図ること。

10番として、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

最後に、自治体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされますよう、必要な財政支援を行うこと。

以上の請願事項につきまして、同僚議員皆様のご理解の下、提出していただきますようお願い申し上げます。

続きまして、請願第8号「消費税5%への減税を求める意見書の提出について」説明申し上げます。

長引く物価高で庶民の台所は悲鳴を上げています。米5キロで4,000円を超えるなど野菜を含め高値が続いています。県民からは「物価高はいつまで続くのか。我慢も限界だ。買物するのが怖い。消費税を下げてほしい」などの切実な声が上がっています。

4月の値上げは、酒類・飲料を中心に4,000品目を超え、加えてガソリンも180円台と高止まりになっています。昨年の実質賃金は前年比0.2%減で、物価の伸びに賃上げが追いつかず、3年連続のマイナスになっています。内閣府の世論調査では、政治に求めることについて、2年連続で物価対策が最も多くなり、物価高への家計の影響が長期化しています。また、新聞、テレビなど一連の世論調査でも、国民の6ないし7割が消費税減税を求めているように、国民から強く歓迎されています。

物価高騰から暮らしを守る上で、最も効果があるのは消費税減税です。5%減税すれば、1世帯年間12万円の減税になるといわれています。

世界では110の国と地域で日本の消費税に当たる付加価値税を減税しています。インフレ対応として、食料品や燃料費にかかる税を引き下げ、生活を支援しています。

政府は社会保障のためと繰り返し説明してきましたが、医療・介護・年金など国民負担は増えるばかりです。不公平な税制をただす会の試算では、大企業や富裕層を優遇する不公平な税制を正せば、消費税を減税する財源が生まれると試算しています。

そうした中で、国会でも消費税減税をめぐる議論が活発になっていますが、最大の焦点が、財源をどうするかになっています。各党は、赤字国債発行、あるいは政府基金、大企業や富裕層の優遇税制の見直しなどを主張しています。自民党は社会保障のためだと従来からの主張を繰り返しています。石破首相は国会で「大企業の内部留保や法人税をどうするか、税制のあり方を議論する」と述べています。

以上の状況から、下記事項について、国に意見書を提出していただくようお願いいたします。

請願事項。

消費税を5%へ減税すること。

何とぞ皆様方の、同僚議員皆様のご理解の下、採択していただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、請願第9号についてご説明させていただきます。

「インボイス制度廃止を求める意見書」の提出についてであります。

2023年10月に複数税率に対応した仕入れ税額控除の方式として、適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入されました。

この導入の半年前、ここの私どもの議会でもインボイス制度については意見書を提出したところがございますが、制度が始まってから初めてだと思います。

この制度では、インボイス発行事業者ではない事業者からの仕入れでは税額控除ができないため、主に小規模事業者や個人事業者である免税事業者は、取引先からインボイス発行を求められ、発行できない場合は、不当な値引きや取引の打ち切りを求めることが懸念されていまして。また、インボイス発行事業者になると、消費税の申告納税が義務づけられ、税負担と事務負担の二重の負担を負うこととなりました。

制度導入から1年8か月経過いたしました。小規模事業者等からは、減収や税負担の増によって経営状況が悪化したとの切実な声が上がっております。インボイスに係る経理事務が過大になっているとの訴えも噴出しています。制度導入に当たりましては、インボイス事業者になった場合に、3年間は納税額などの軽減措置などを講じられているものの、負担軽減策は不十分であり、事業活動への深刻な影響は決して看過できるものではありません。

また、エネルギー価格や原材料等の高騰が長期化し、人材不足が深刻化する中で、経営環境は一層の厳しさを増しております。インボイス制度に係る負担を小規模事業者に求めることができる状況ではございません。

また、電子帳簿保存法によって、契約書など電子データを一定の形態で保存する等を義務づける電子帳簿等保存制度は、特に小規模事業者からは事務があまりにも煩雑で、事業活動に支障が生じかねないとの声が上がっています。

以上の状況から、下記事項について国に意見書を提出していただきますよう、請願するものであります。

請願事項。

インボイス制度は廃止すること。

同僚議員皆様のご理解の下、意見書を提出いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、請願第10号「国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」の提出について」の請願であります。

約30年前、1990年代半ばから、国の課題になっております。

夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられる人が多数存在します。夫婦同姓を法律で強制しているのは日本だけで、両性の平等を基本的人権を掲げた憲法に違反します。婚姻の際、96%が夫の姓になっている。この現実は間接的な女性差別ではないでしょうか。通称使用の拡大では、根本的解決にはなりません。

女性差別撤廃委員会は2003年以降、繰り返し民法及び戸籍法における差別的規定の廃止を日本政府に勧告しています。選択的夫婦別姓制度の導入について2024年の勧告でも再び「2年以内に実施状況の報告を」と強く求められています。国連人権理事会等の国際機関も同様の勧告を繰り返しており、日本政府は自ら批准した国際人権条約実施の意思を厳しく問われていると言えます。

法制審議会は1996年、選択的夫婦別姓導入などを含む民法改正要綱を答申しています。

最高裁は2015年及び2021年に、夫婦同姓の強制は合憲という不当な判断をしましたが、制度の在り方は国民の判断、国会に委ねるべきといたしました。最近の世論調査では、約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成であり、若年層ほど賛成が多くなっている状況になっています。同制度の導入を求める地方議会の意見書も次々に採択をされています。2024年6月には、経団連が選択的夫婦別姓導入を求める提言を発表いたしました。

2024年10月の衆議院選挙を経て、選択的夫婦別姓制度に賛成する政党が国会でも多数となりました。選択的夫婦別姓制度を直ちに導入することは、日本国民に対する国会の責務ではないでしょうか。

以上、下記項目について、地方自治法第99条に基づき、内閣総理大臣、法務大臣など関係大臣に対する意見書の提出を決議いただくようお願いいたします。

請願事項。

選択的夫婦別姓制度を導入すること。

何とぞ、同僚議員皆様のご理解の下、意見書を提出していただきますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

最後になりますが、請願第11号「国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願」であります。

女性差別撤廃条約は、1979年に国連で採択され、女性があらゆる分野でいかなる形態の差別を受けない権利と平等の権利を保障しています。法律や制度、規則の中にある差別はもちろん、社会の慣習や慣行における性差別をもなくして、事実上の平等実現を求める内容で、現在、締約国は189か国に上り、日本は1985年に批准をしています。

選択議定書は、この条約の実効性を強化するために1999年、改めて採択されたもので、個人通報制度と調査制度の二つの手続を規定しております。個人通報制度によって、条約で保障された権利を侵害された個人が、国内の救済手続を尽くしても救済されない場合に、国連女性差別撤廃委員会に申立てができるようになりました。現在115か国が批准しておりますけれども、日本はいまだに批准していません。日本の女性の権利、ジェンダー平等を国際基準に引き上げるためにも、選択議定書の早期批准は急務ではないで

しょうか。

男女平等度を示すジェンダーギャップ指数で日本は2023年、146か国中125位と過去最低となりました。選択議定書の批准は、個人に救済の道を開くにとどまらず、司法、立法、行政の場で女性差別撤廃条約を生かして、具体的に差別撤廃を進める力になります。

昨年10月に、国連女性差別撤廃委員会による日本の条約実施状況の審査が行われ、選択議定書について日本政府が批准を検討中と回答し続けていることに対し、時間がかかり過ぎていると懸念をあらわし、批准に対するあらゆる障壁を速やかに対処して取り除くよう勧告されました。

第5次男女共同参画基本計画は、「女子差別撤廃条約を積極的に遵守し」「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理も含め、早期締結について真剣な検討を進める」としています。政府はこの計画にのっとり、速やかに選択議定書を批准すべきであります。2024年までに日本政府に選択議定書批准を求める意見書をあげた地方議会は、13府県議会を含め359に上ります。当議会におきましても、国会と政府に対し、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を提出していただきますよう、同僚議員皆様のご理解の下、採択していただきますようお願いを申し上げ、説明いたします。

◎議長（赤城大地君）

次に、請願第7号について、紹介議員の説明を求めます。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（赤城大地君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）（登壇）

請願第7号「国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求めることについて」請願の趣旨を申し上げます。

毎年のことですが、この被災児童生徒就学支援事業、これは単年度ごとの交付事業となっております。毎年、皆様にご検討いただき、採択していただいております。

東日本大震災から14年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子供を対象に、被災児童生徒就学支援等事業が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。令和7年度も東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、5億円が予算化されております。前年度と比べると2億円減っております。

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保に係る経費などを含んでおります）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されております。被災した子供たちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しております。

まだまだ、福島の復興は終わっていません。

令和3年3月9日、復興・創生期間後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更についてが閣議決定されました。その中で、令和3年度から7年度までの5年間で、新たな復興期間として、第2期復興・創生期間と位置づけ、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取組が進められています。子供の就学支援についても「支援の必要な子供の状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する」としています。

被災児童生徒就学支援等事業での原子力災害被災地域では、小・中・高等学校、特別支援学校、私立学校、専修学校・各種学校対象とした就学援助、就学奨励、奨学金などの就学等支援事業についても継続となりました。今日においても、福島県では、令和6年4月1日時点で約3,000人、この中には自主避難は除かれています。3,000人もの子供たちが県内外での避難生活をいまだ送っております。福島県こども・青少年政策課の公表によります。

経済的な支援を必要とする子供たちはいまだ多く、子供たちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いております。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、各自治体における負担となることも危惧されております。地方から必要であるとの声を中央に届けることが今、多く求められています。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、引き続き被災者に寄り添う被災児童生徒就学支援等事業による就学支援は必要です。経済的に困窮している家庭の子供たちの就学・修学に対し、行き届いた支援が保障されるよう、下記事項について強く要請いたします。

つきましては、下記のとおり、令和8年度においても被災児童生徒就学支援等事業を継続し、被災児童生徒の就学支援に必要な財政措置を行うよう、関係諸機関に対し意見書の提出により要請することをお願いいたします。

請願事項。

東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学・修学を保障するため、令和8年度以降も、全額国費で支援する被災児童生徒就学支援等事業の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を国へ要望する意見書を提出すること。

毎年行われておりましたが、どうぞ、同僚議員の皆様方の慎重なる審議の上、また採択していただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（赤城大地君）

これらの請願は、お手元に配付の請願文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

◎議長（赤城大地君）

以上をもって、本日の議事は全部終了いたしました。

7月2日は、休会であります。

7月3日は、午前10時より本会議を開き、一般質問を行います。一般質問は、6月18日の正午に通告を締め切っており、議員8名から通告を受けております。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後1時56分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年7月1日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員